

令和6年度

大学院要覧

浜松医科大学大学院医学系研究科
光医工学共同専攻（博士後期課程）

目 次

・ 目的と養成する人材像・3ポリシー	1
・ 共同専攻の概要と特色	3
・ 専任教員	3
・ 履修案内	
1) 研究指導体制	5
2) 修業年限及び長期履修制度	5
3) 履修の方法等	5
4) 教育課程表	9
5) 定期試験及び成績評価	10
6) 問い合わせ	10
7) 修了及び学位の授与	10
・ 履修例	11
・ 学生生活等	12
・ 学位申請	13
・ 関連規程等	
浜松医科大学学則	15
浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程	32
浜松医科大学学位規程	37
浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程学位論文審査実施要項	42
浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程長期履修学生規程	44
浜松医科大学大学院学生懲戒規程	48
浜松医科大学大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ	52
静岡大学が開講する授業科目の履修に関する疑問又は成績評価にかかる 疑義に対する教務上の対応手順	55

目的と養成する人材像

21世紀が抱える健康、医療、高齢化等の諸問題の解決に向け、光医工学に関する専門的な知識と技能を身につけ、光・電子工学と光医学の双方に精通し、かつ、高い見識と幅広い国際感覚、高い倫理観を有する人材を養成する。

アドミッション・ポリシー

光医工学共同専攻の求める学生像

【入学に必要とされる資質・能力】

光・電子工学と光医学を融合させた光医工学の分野の研究者として社会に貢献できる人材を育成するために、次のような資質を備えた学生を選抜する。

1. 光・電子工学と医学を学ぶために必要な基礎学力と、旺盛な科学への好奇心を有している人材
2. 生涯を通して学修する意欲と向上心を持ち、知識を応用した独創的な発想ができる人材
3. 誠実さと協調性、倫理観を有し、異なる分野の人との共同作業に取り組める人材
4. 国際社会や地域社会に目を向けている人材

【入学者選抜の基本方針】

アドミッション・ポリシーに沿った人材を選抜するために、志望調書、成績証明書等の書類審査及び口述形式による専門試験により、学力や資質を総合的に評価し、合格者を決定します。

入学者の選考は、入学願書、志望調書、成績証明書及びその他の参考資料での書類審査、口述形式での専門試験を行い総合的に判断します。専門試験では、入学後の研究計画等（本専攻で行いたい研究・開発内容、それをを行う前提で学籍を置くことを希望する大学名を含める。）を発表いただき、専門分野における基礎知識等の質疑応答を行います。社会人入試受験者等の研究歴を有する者は、その研究業績について発表しても構いません。

カリキュラム・ポリシー

【教育課程編成の考え方及び学習内容・学習方法】

本共同専攻が光医工学分野において目指す人材の育成を達成するために、以下のような教育課程を編成・実施し、学修成果を評価する。

1. 専門知識と技能

専攻共通科目、基礎科目、専門科目の多様な取得を可能にし、光・電子工学と光医学の専門知識の修得と、これらの融合による光医工学の学識と技術の修得を図る。

2. 自立的学修能力と応用能力

多様な専攻共通科目、専門科目の特別研究及び特別演習を開講することにより、光医工学の学識と技能を応用する能力と、最新の知識を修得する習慣を育むとともに、医工学の進歩や革新的技術の創造につながる独創力を育む。

3. 豊かな人間性と高い倫理観

講義を通じて研究倫理、医療倫理の基本の理解を図るとともに、特別演習、特別研究及び研究インターンシップを通じて倫理観の成熟と定着を図る。同時に分野の異なる人材との共同作業を通じて、コミュニケーション能力を育成する。

4. 国際社会・地域社会に対する貢献力

特別研究、特別演習及び研究インターンシップにより、グローバルな視野に立って光医工学の研究成果を発信する能力を育む。

【学修成果の評価方法】

授業科目のシラバスにその科目の学修目標を記載し、科目ごとに設定した評価方法に基づき、公正で厳格な成績評価を行い、ディプロマ・ポリシーに示す知識と能力の達成度を評価する。

ディプロマ・ポリシー

本共同専攻では、光・電子工学と光医学を融合させた光医工学を修め、以下の能力を有する者に博士（光医工学）の学位を与える。

1. 専門知識と技能

光・電子工学と光医学の専門知識と技能を身につけ、医療現場の課題やニーズを理解することができる。

2. 自律的学修能力と応用能力

光医工学の専門知識と技能を応用する能力と最新の知識を修得する習慣を身につけ、抽出した医療現場の課題やニーズに対し、必要な情報を収集・分析して解決できる。また、光医工学の進歩や革新的技術の創造に寄与できる。

3. 豊かな人間性と高い倫理観

豊かな人間性、コミュニケーション能力、並びに高い研究倫理及び医療倫理観を身につけ、医療現場に入り光医工学の研究を行うことができる。

4. 国際社会・地域社会に対する貢献力

光医工学の技術及び研究成果を広く国際社会や地域社会に普及させるための、必要な知識と技術を身につけている。

共同専攻の概要と特色

(1) 共同教育課程とは

静岡大学と浜松医科大学の両大学が共同して教育課程を編成・実施する大学院である。光医工学分野の高度な教育と研究指導を両大学が共同して行う。

(2) 特色

静岡大学の強みである光・電子工学の先端研究の環境・実績と浜松医科大学の強みである光技術を応用した医学研究の環境・実績を、学生・教員・研究のレベルで融合して教育課程を展開する。

浜松医科大学専任教員

部 門	氏名	講座名等	専門分野
基礎光医 工学部門	岩下 寿秀	再生・感染病理学	病理学、実験病理学、 人体病理学
	大川 晋平	光先端医学教育研究センターフォ トニクス医学研究部	生体光イメージング
	瀬藤 光利	細胞分子解剖学 国際マスイメージングセンター	老化
	間賀田 泰寛	光先端医学教育研究センターフォ トニクス医学研究部	核薬学・分子病態イメ ージング学
	山岸 覚	光先端医学教育研究センターフォ トニクス医学研究部	神経解剖学
応用光医 工学部門	長島 優	光先端医学教育研究センターフォ トニクス医学研究部	脳神経内科 振動分光
	中村 和正	放射線腫瘍学	放射線腫瘍学

静岡大学専任教員

部 門	氏名	専門分野
基礎光医 工学部門	岩田 太	顕微計測、マイクロ・ナノメカトロニクス
	小野 篤史	プラズモニクス
	川田 善正	光計測、バイオイメージング、応用物理学
	原 和彦	結晶工学、光物性
	平川 和貴	光化学
	鳴海 哲夫	有機合成化学
応用光医 工学部門	青木 徹	放射線情報学、電子デバイス・電子機器
	居波 渉	顕微計測
	川人 祥二	電子デバイス、電子機器、集積回路工学
	近藤 淳	表面波動エレクトロニクス工学
	佐々木 哲朗	分光計測学、非線形光学、結晶解析学、物理薬剤学
	庭山 雅嗣	生体計測工学、分光学、オキシメトリ
	臼杵 深	光計測工学
	清水 一男	マイクロプラズマ医療応用
	沖田 善光	生体医工学・生理人類学

履修案内

1) 研究指導体制

1年次より主指導教員と副指導教員2名（学籍を置く大学の異なる部門を担当する教員1名及び構成大学の同部門を担当する教員1名）の複数指導教員制により、学生自身の研究分野の専門性に偏ることなく、医学及び工学両面からの観点、基礎及び応用両面からの観点を含む多面性をもって指導を行う。

適切な研究指導のために指導教員（及び副指導教員）等と大学院生が相談し、あらかじめ1年間の研究指導計画を作成する必要があることから、毎年度当初に大学院生は所定の様式により研究計画書を作成する。

2) 修業年限及び長期履修制度

① 標準年限は3年とする。また、在学期間は6年を超えることはできない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

② 学則第34条では「職業を有している等の理由により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。

長期履修を希望する場合は、長期履修学生規程に基づき主指導教員等と相談の上、入学年度の4月15日までに申請することにより、4年間、5年間あるいは6年間の間で計画的に履修することが可能になる。他の時期に申請はできないので注意すること。

※長期履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定年度の前年度末日までに期間変更の申請をすることが必要である。なお、修了予定年度中の申請はできないので注意すること。

3) 履修の方法等

各授業科目等は原則的に教育要項に掲載されている開講学期等により開講される。また、入学時に履修手続きのガイダンスを行うので、それに従って所定の方法にて申請を行う。

(1) 光医工学共同専攻の教育課程（カリキュラム）について

本共同専攻が養成する人材像（ディプロマ・ポリシー）を達成するために、専攻共通科目として、実践的かつ応用性の高い知識と能力を身につけるための科目を配置し、基礎科目と専門科目により、養成する人材の基盤となる専門知識と技能、自律的学修能力と応用能力、豊かな人間性と高い倫理観及び国際社会・地域社会に対する貢献力を修得できるように編成する。

専攻共通科目としては、関連の法規範の知識などの専門科目よりも広い学術・技術領域において光医工学の研究者に求められる素養を修得する講義形式及び演習形式の科目のほか、研究インターンシップを設ける。

基礎科目としては、養成する人材に求められる高度な内容の専門科目を履修するための基盤となる知識を修得する概論科目と、医工学分野の全ての研究者が修得すべき倫理観を涵養する科目を設定している。

専門科目については、光・電子工学及び医学の基本的な知識の修得と医療現場のニーズの把握を目的とした講義形式の科目及び特別演習、特別研究から構成する。講義形式の科目については、主に新しい光技術での生体情報取得と評価の基本原理の構築と基盤となるデバイス開発を行う人材に求められる知識・能力を修得するための光医用センシング・画像科学科目と、イメージング、センシングを中心とした新しい光技術・基本デバイスの医療への実装と最適化を行う人材に求められる知識・能力を修得するための光医用デバイス・機器工学科目に分類して、光医工学分野における科目の位置付けを明確にする。

(2) 修了に必要な履修科目単位数

修了に必要な単位数は、24単位以上とし、主指導教員及び副指導教員から履修指導を受けた上で、専攻共通科目から4単位以上、基礎科目から必修科目と選択必修科目を合わせて4単位、専門科目から必修科目である特別研究8単位及び特別演習2単位を含めた14単位以上を履修するものとする。

(3) 科目の構成

科目区分		修了要件単位数	内 容
専攻共通科目		4 単位以上	関連の法規範の知識などの専門科目よりも広い学術・技術領域において光医工学の研究者に求められる素養を修得する講義形式の科目の他、研究インターンシップを開講する。
基 礎 科 目		4 単位	専門科目を履修するための基盤となる知識を修得する科目、医工学分野の全ての研究者が修得すべき倫理観を涵養する科目を開講する。 ※必修科目及び「医工学概論A」、「医工学概論B」のうちいずれか1科目を修得するものとする。
専 門 科 目	光医用センシング・画像科学	1 4 単位以上	光・電子工学及び医学の基本的な知識の修得と医療現場のニーズの把握を目的とした講義形式の科目及び「特別演習」、「特別研究」を開講する。
	光医用デバイス・機器工学		
	特別演習・特別研究		
計		2 4 単位以上	

(4) 各授業科目の内容について

ア 専攻共通科目（修了要件：4 単位以上）

関連の法規範の知識などの専門科目よりも広い学術・技術領域において光医工学の研究者に求められる素養を修得する講義形式及び演習形式の科目並びに研究インターンシップを設ける。

「光子・電子のナノサイエンスと応用」：新しい光医工学応用へのヒントを得るため、光・電子が関連する現象とその応用技術に関する医学応用に限らないより幅広い知識の修得を目的とする。

「先端基礎医学特論」：科学的な思考法、実証法、表現法、記載法等、研究者に必要な知識を修得するための科目である。

「科学技術英語コミュニケーションⅠ」、「同Ⅱ」：英語による研究発表能力、国際的な現場における英語コミュニケーション能力の修得を目的とする。

「生体構造・機能解析」：生体を構成する分子の構造と機能、遺伝情報の維持及び発現機構、情報の伝達・応答機構、恒常性維持機構を学び、生体の機能発現に関わる分子

機構を理解することを目的とする。

「科学技術文書表現法」：英文の科学技術論文を作成する能力の修得を目的とする。

「研究インターンシップ」：海外又は国内の研究機関（又は企業）へ派遣し、国際社会や地域に貢献するために必要な幅広い見識とコミュニケーション能力の修得を目的とする。

「光医工学トランスレーショナルリサーチと社会実装」：光医工学のトランスレーショナルリサーチと社会実装の理解を目的とする。

「医療・生物統計学」：医学研究及び医療における統計的手法に関する知識と能力の修得を目的とする。

「医工学知的財産・起業論」：医工学分野における新産業の創出、起業のための知識と能力の修得を目的とする。

イ 基礎科目（修了要件：4単位）

医工学分野の概要（技術動向、課題、ニーズ等）を理解するとともに、専門科目の履修のために必要な知識を修得するための「医工学概論A」、「医工学概論B」及び医療研究の社会に対する貢献の考え方、医学研究を進める上で必須となる倫理及び行動規範、並びに医療現場におけるコミュニケーションの重要性を理解するための「医療研究概論」を開設している。医工学概論については、修士課程までの学生の専門分野と履修科目に応じて、光・電子工学、電子工学を基盤とする工学系の学生は医学の基礎的項目とともに医療機器の観点からの医療現場の課題やニーズを講義する「医工学概論A」が、医学、生命科学を基盤とする医学生物学系の学生は光・電子工学の基礎項目とともに医療機器開発における光・電子工学技術の動向を講義する「医工学概論B」がそれぞれ必修となる。「医療研究概論」については、全学生が必修となる。ただし、4単位を超える分については修了要件には含まれない。

ウ 専門科目（修了要件：必修10単位を含む14単位以上）

光医工学に関する専門知識と技能を獲得するとともに、自律的学修能力と応用能力、豊かな人間性と高い倫理観、及び国際社会・地域社会に対する貢献力を身につけさせるための科目である。光医工学分野における科目の位置付けが明確になるように、光医用センシング・画像科学科目と光医用デバイス・機器工学科目に分類する科目と特別演習、特別研究から構成される。

○ 光医用センシング・画像科学科目

生体（正常態及び病態）と光の相互作用、光による生体情報取得の基本原理を理解し、これらの知識を基にした生体センシング・イメージングの基本デバイスに関する技術及びこれを発展させることのできる能力を修得するための科目として、「病態・疾病学」、「メディカル生体情報処理学」、「ナノフォトニクス」、「ナノエレクトロニクス」が開講される。

○ 光医用デバイス・機器工学科目

生体センシング・イメージングの基本デバイスを用いて実用デバイスを設計する技術、

実用デバイスをシステム化して医療機器を開発する技術、及び新しい光技術を医療現場に実装しその最適化を図る技術に関する知識と能力を修得するための科目として、「イメージングデバイス」、「イメージングシステム」、「生体計測・情報システム」「医薬品・医療機器開発概論」が開講される。

○ 特別演習、特別研究

光医工学全般を網羅する最新の情報と知識の獲得、それらの分析による課題の抽出、また、そのための医療従事者と光・電子工学研究者間のコミュニケーション能力を修得する「光医工学特別演習」が必修科目として開講される。この科目では、教育効果を高めるために、実際の医療現場及び光・電子工学開発現場でのフィールドワークを取り入れている。専門知識を深く享受し、学位論文に関する研究の実施及び国際的な場での研究発表・討論を通じて、研究の企画・マネジメント能力などの実践力を伴った高度な研究力を修得するための「光医工学特別研究」が必修科目として開講される。

4) 教育課程表

科目区分	授業科目	開設大学/単位数 (○)印は必修		配当年次	授業形態
		静岡大学	浜松医大		
専攻 共通 科目	光子・電子のナノサイエンスと応用	2		1年前期	講義(集中)
	先端基礎医学特論		2	1年前期	講義
	科学技術英語コミュニケーションⅠ	1		1年前期	演習
	科学技術英語コミュニケーションⅡ	1		1年後期	演習
	生体構造・機能解析		2	1年後期	講義
	科学技術文書表現法	1		2年前期	講義(集中)
	研究インターンシップ	2	2	2年前期	演習
	光医工学トランスレーショナルリサーチと社会実装		2	2年通年	講義
	医療・生物統計学		2	2年後期	講義
	医工学知的財産・起業論	2		2年後期	講義(集中)

基礎科目		医工学概論A*		2	1年前期	講義	
		医工学概論B*	2				
		医療研究概論		②			
専門科目	画像科学 ・ 光医用センシング	ナノフォトニクス	2		1年後期	講義	
		ナノエレクトロニクス	2		1年後期	講義	
		病態・疾病学		2		2年前期	講義
		メディカル生体情報処理学		2		2年前期	講義（集中）
	機器工学 ・ 光医用デバイス	イメージングデバイス	2			1年後期	講義
		生体計測・情報システム	2			1年後期	講義
		イメージングシステム	2			2年前期	講義
		医薬品・医療機器開発概論		2		2年後期	講義
	特別研究 特別演習	光医工学特別演習	②	②		1年後期	演習
		光医工学特別研究	⑧	⑧		2年-3年	演習

*（医工学概論A、Bのうち、いずれか1科目を修得すること）

5) 定期試験及び成績の評価

定期試験は適宜実施する。

受講した授業科目（演習・特別研究を含む。）の成績は、秀・優・良・可・不可の標語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

6) 問い合わせ

履修に関し、疑問がある場合は、学務課大学院係に問い合わせること。

成績評価にかかる疑義があるときは、授業担当教員に申し出ること。教員の説明では決が得られなかった場合は、学務課大学院係に申し出ること。

7) 修了及び学位の授与

修了認定は、博士後期課程に3年以上在学し所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

また、授与する学位は博士とし、学位に付記する専攻分野の名称は、光医工学とする。

履 修 例

〔履修例1〕 ライフサイエンス関連事業の研究者（光センシング分野）を目指す医学生物学系の学生

医療研究概論	2 単位
医工学概論 B *	2 単位
光医工学特別演習	2 単位
ナノフォトニクス*	2 単位
ナノエレクトロニクス*	2 単位
医工学・知的財産・起業論*	2 単位
光医工学トランスレーショナル リサーチと社会実装	2 単位
イメージングシステム*	2 単位
光医工学特別研究	8 単位
<hr/>	
	24 単位

〔履修例2〕 メディカルスタッフ（医療機器開発分野）を目指す医学生物学系の学生

医療研究概論	2 単位
医工学概論 B *	2 単位
光医工学特別演習	2 単位
イメージング・デバイス*	2 単位
光子・電子のナノサイエンスと応用*	2 単位
光医工学トランスレーショナル リサーチと社会実装	2 単位
イメージングシステム*	2 単位
医薬品・医療機器開発概論	2 単位
光医工学特別研究	8 単位
<hr/>	
	24 単位

〔履修例3〕 アカデミア研究者（生体医用工学分野）を目指す医学生物学系の学生

医療研究概論	2 単位
医工学概論 B *	2 単位
光医工学特別演習	2 単位
先端基礎医学特論	2 単位
生体計測・情報システム*	2 単位
研究インターンシップ	2 単位
メディカル生体情報処理学	2 単位
イメージングシステム*	2 単位
光医工学特別研究	8 単位
<hr/>	
	24 単位

(*の科目は静岡大学の開設科目)

学生生活等

1) 学生生活に関する事項

別冊の「学生生活案内」を参照してください。

主な事項として次のものがあります。

- ① 休学・復学・退学・身上異動に関する事
- ② 授業料の納付に関する事
- ③ 日本学生支援機構奨学金等に関する事
- ④ 学割証等に関する事
- ⑤ 学校教育研究災害傷害保険制度及び学研災付帯学生生活総合保険に関する事
- ⑥ 各種証明書等に関する事
- ⑦ 健康保持に関する事
- ⑧ 図書館の利用に関する事

2) 経済的支援

大学院生が安心して教育・研究を行うことができるよう次の経済的支援があります。募集の通知等に注意し、条件が合う場合は積極的に応募してください。

① 入学料・授業料免除

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生には、本人の申請に基づき選考の上、25%～100%免除することがあります。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

② 日本学生支援機構等の奨学金

日本学生支援機構による育英奨学事業としての学費の貸与や各地方公共団体・企業等の奨学事業については、学生生活案内を参照してください。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

③ 株式会社日本政策金融公庫による教育ローン

大学に入学・在学するために必要となる資金（入学料・授業料・生活準備費用等）を、学生1人につき350万円以内で融資する制度。詳細は「株式会社日本政策金融公庫」ホームページを参照してください。（<http://www.jfc.go.jp/>）

3) 研究費

大学院生の研究に関する費用が各講座等に配分されているので、主指導教員と相談のうえ使用してください。

4) 学務課等への連絡先

① 学務課学生支援係

電話番号 053-435-2202

ファックス（学務課共通） 053-435-2233

② 学務課大学院係

電話番号 053-435-2204

メールアドレス daigakuin@hama-med.ac.jp

③ 静岡大学浜松総務課博士総務係

電話番号 053-478-1378

メールアドレス cmmp@adb.shizuoka.ac.jp

学位申請

学位授与については、「浜松医科大学学位規程」及び「浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程学位論文審査実施要項」等により行うが、学位論文審査においては、下記の事項に注意の上、十分な余裕をもって計画的に学位論文を作成すること。

※課程修了見込者には、修了年度前期に学位申請の手続きに関する通知を案内予定

課程修了により博士論文を提出する者の提出時期は11月下旬とし、学位の授与は3月とする。

学位申請資格：審査申請時までに、学位に関連する学術雑誌（英文誌でレフリー付きのものに限る）に掲載された原著論文を1本以上有すること（掲載可とされた論文を含む）。

※上記の著作物が共著である場合は、原則としてファーストオーサーであること。

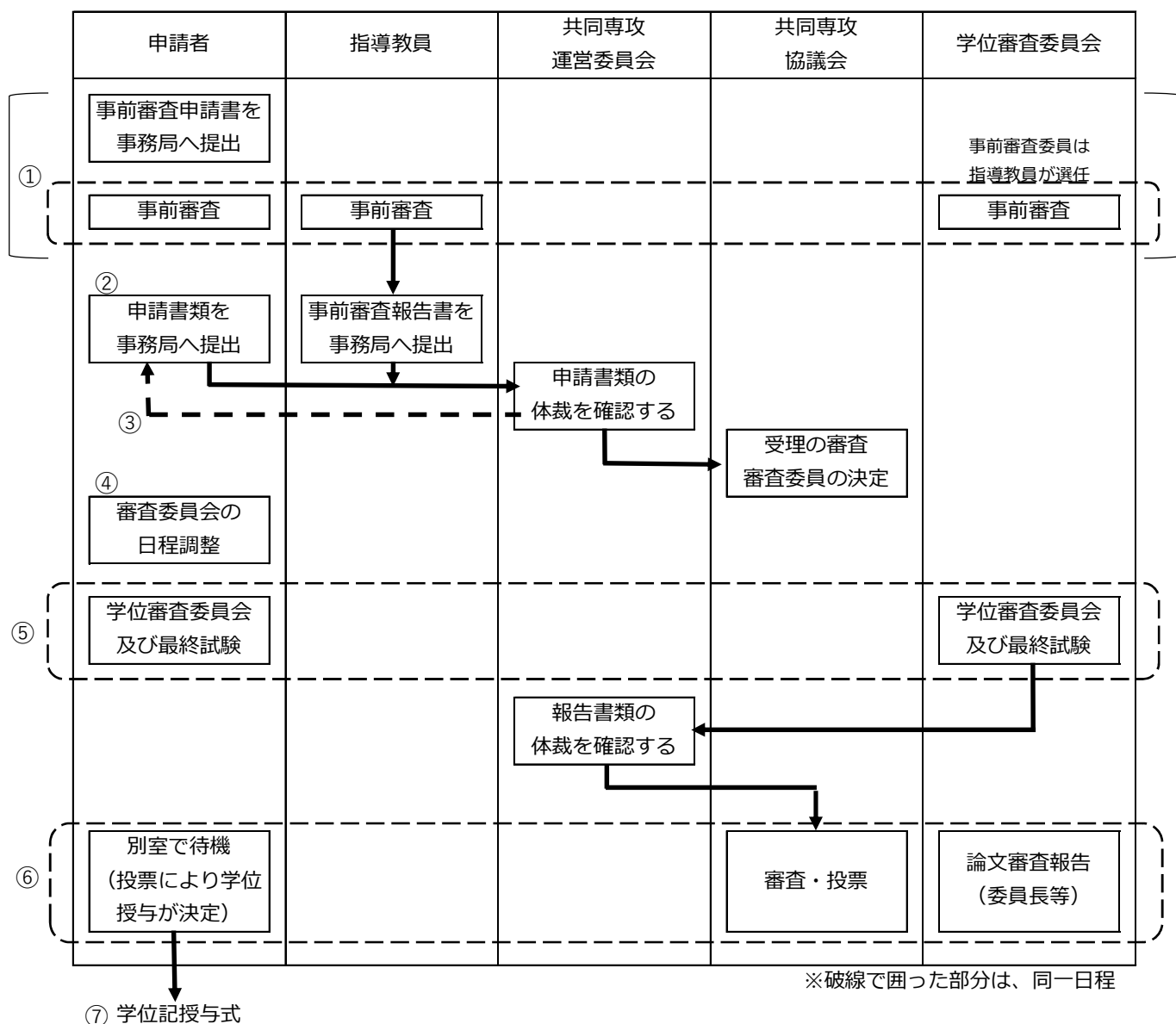
※提出期日（11月下旬）の時点において論文目録(A)の論文が投稿中のままとなる見込みの場合、次の書類を提出期日までに提出することを以て、学位申請書類の提出とする。

- ・学位論文審査申請書（別紙様式1）
- ・論文目録(A)の論文を提出期日以前に投稿したことが確認できる書類

【学位申請提出書類】

- | | |
|----------------------------------------------------------|----------|
| 1)学位論文（フラットファイル綴じ） | 審査委員の人数分 |
| 2)学位論文審査申請書（別紙様式1） | 1部 |
| 3)学位論文要旨（別紙様式2） | 審査委員の人数分 |
| ※ 外国人留学生の場合：英文の要旨 | |
| 日本人学生の場合：和文の要旨と英文の要旨の両方を提出 | |
| 4)論文目録（別紙様式3） | 審査委員の人数分 |
| 5)掲載を前提に受理されたことが確認できる書類
（論文目録（A）の論文が採用されてはいるが、未公表の場合） | 審査委員の人数分 |
| 6)承諾書（別紙様式4）（論文目録（A）の論文の共著者全員分） | 1部 |
| 7)論文目録（A）の論文の別刷 | 審査委員の人数分 |
| 8)学位審査委員会委員候補者推薦書（別紙様式5） | 1部 |

【学位審査手順】



- ① 必要に応じて主・副指導教員による事前審査を行う。審査結果は参考資料として協議会に提出する。
- ② 申請書類を所属大学の事務局へ提出する。
- ③ 共同専攻運営委員会で申請書類の不備を指摘された場合は、差し戻しを行う。
- ④ 仮綴の論文を審査委員会各委員に渡すとともに、論文審査委員会開催日程について日程調整を行う。仮綴の論文を審査委員へ提出する方法については、各大学の事務局の指示に従う。
- ⑤ 学位論文審査及び最終試験を実施する。審査終了後の仮綴の論文の取り扱いは各大学の事務局の指示に従う。
- ⑥ 共同専攻協議会で学位審査委員会委員長等から論文審査の報告を行い、学位授与の審査を行う。
- ⑦ 所属大学の学位記授与式にて学位記を授与する。

關 連 規 程 等

第 1 章 総則

(目的及び使命)

第 1 条 浜松医科大学(以下「本学」という。)は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第 1 項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況を、積極的に公表するものとする。

(教育研究の基本組織)

第 4 条 本学に、医学部を置く。

2 医学部に、医学科及び看護学科を置く。

3 医学科及び看護学科に次の講座を置く。

医学科

総合人間科学、器官組織解剖学、細胞分子解剖学、神経生理学、医生理学、分子生物学、医化学、腫瘍病理学、再生・感染病理学、薬理学、再生医療学、微生物学・免疫学、健康社会医学、法医学、内科学第一、内科学第二、内科学第三、精神医学 外科学第一、外科学第二、脳神経外科学、整形外科学、皮膚科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線診断学、放射線腫瘍学、麻酔・蘇生学、産婦人科学、小児科学、歯科口腔外科学、臨床薬理学、救急災害医学、臨床腫瘍学

看護学科

基礎看護学、臨床看護学、地域看護学

4 医学科の定員は、収容定員 625 人、入学定員 100 人、第 2 年次編入学定員 5 人とし、看護学科の定員は、収容定員 260 人、入学定員 60 人、第 3 年次編入学定員 10 人とする。

第 5 条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、医学系研究科を置く。

3 医学系研究科に置く専攻及び課程並びにその収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	収容定員	入学定員
医学専攻	博士課程	120 人	30 人
看護学専攻	博士前期課程	32 人	16 人
看護学専攻	博士後期課程	9 人	3 人
光医工学共同専攻	博士後期課程	9 人	3 人
合計		170 人	52 人

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 6月7日

春季休業 3月6日から4月10日まで

夏季休業 7月20日から8月31日まで

冬季休業 12月16日から翌年1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の各休業期間は、教育上必要と認めるときは、学長はこれを変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が教育上必要と認めるときは休業日に授業をすることができる。

(附属図書館)

第9条 本学に、附属図書館を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(本学の学内施設)

第11条 本学に、次の学内施設を置く。

(1) 光先端医学教育研究センター

(2) 産学連携・知財活用推進センター

(3) 次世代創造医工情報教育センター

(4) 地域創成防災支援人材教育センター

(5) 保健管理センター

(6) 安全衛生管理センター

(7) 医療廃棄物処理センター

(8) 情報基盤センター

(9) 子どものこころの発達研究センター

(10) 医学教育推進センター

(11) 総合診療教育研究センター

(12) 国際マスメージングセンター

(13) 国際化推進センター

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座等)

第12条 本学に、寄附により運営する、寄附講座等を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院教授会)

第14条 大学院の専攻ごとに大学院教授会を置く。ただし、医学専攻及び光医工学共同専攻においては、大学院医学系研究科医学専攻教授会として同一の大学院教授会を置くものとする。

2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部

(修業年限)

第15条 修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、医学科にあつては10年(第2年次編入学にあつては9年)、看護学科にあつては8年(第3年次編入学にあつては4年)を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学科にあつては、第2年次まで通算して4年を超えて在学することはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、看護学科にあつては、同一の年次に2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第17条 医学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同様以上の学力があると認められた者で18歳に達したもの

(医学科の編入学、転入学及び再入学)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者があつたときは、欠員のある場合に限り、選考の上、医学科の相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学の医学部の進学課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で本学に転入学を志願するもの

(3) 本学の医学科の退学者で再入学を志願するもの

2 前項第3号に規定する再入学を志願する者のうち、本学の医学科に4年以上在学し、早期に大学院(医学系博士課程)へ進学し、課程を修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(医学科の第2年次編入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、医学科の第2年次に入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者及び外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願するもの。ただし、医学部医学科を卒業した者及び在学中の者を除く。

(2) 外国において前号に掲げる者が授与された学位と同等であると本学が認める学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(3) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(看護学科の再入学)

第20条 本学の看護学科の退学者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

2 前項に規定する再入学を志願する者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に大学院(看護学系修士課程)へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(看護学科の第3年次編入学)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、看護学科の第3年次に入学を許可する。

(1) 大学又は短期大学の看護系学科を卒業した者で入学を志願するもの

(2) 専修学校の看護系の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(3) 高等学校の看護系の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(編入学者等の取扱い)

第22条 第18条から前条までの規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(教育課程)

第23条 医学部の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し編成する。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の単位数)

第25条 医学部の課程を修了するためには、第23条の授業科目により、別に定める単位数を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 医学部の教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 医学部の教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(授業科目の修得の認定)

第29条 授業科目の修得の認定は、試験その他の審査により行う。

(関連教育病院)

第30条 本学は、関連教育病院において、学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

2 前項の臨床教育について必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第31条 授業科目の成績評価の方法は、別に定める。

(課程修了の認定)

第32条 課程修了の認定は、教授会に諮って、学長が行う。

(卒業・学位授与)

第33条 本学に第15条に規定する修業年限以上在学し、医学部の全課程の修了の認定を受けた者に対し、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 大学院

(標準修業年限及び長期履修)

第34条 大学院の標準修業年限は、医学専攻博士課程にあつては4年、看護学専攻博士課程にあつては5年、光医工学共同専攻博士後期課程にあつては3年とする。ただし、看護学専攻博士課程は、これを前期2年の看護学専攻博士前期課程及び後期3年の看護学専攻博士後期課程に区分し、看護学専攻博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 大学院の学生が、職業を有している等の理由により、前項に定める標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる。

3 長期履修について必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第 35 条 大学院の在学期間は、医学専攻博士課程にあつては 8 年、看護学専攻博士前期課程にあつては 4 年、看護学専攻博士後期課程及び光医工学共同専攻博士後期課程にあつては 6 年を超えることができない。

(入学資格)

第 36 条 大学院の医学専攻博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修業年限が 6 年の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者
 - (5) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの
- 2 大学院の看護学専攻博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- 3 大学院の看護学専攻博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
 - (8) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者
- 4 大学院の光医工学共同専攻博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
 - (7) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者
（編入学、転入学及び再入学）

第37条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程を中途において退学した者で、本学の大学院に編入学を志願するもの
 - (2) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程に在学する者で、課程の中途において本学の大学院に転入学を志願するもの
 - (3) 本学の大学院を課程の中途において退学した者で、再入学を志願するもの
- 2 編入学、転入学及び再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

（教育方法）

第38条 大学院の教育は、専攻に応じ教育上必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第39条 大学院の教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

（授業科目等）

第40条 大学院の授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等については、別に定める。（他の大学院等における授業科目の履修等）

第41条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより15単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院に留学する場合に準用するものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第42条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。この場合には、他の大学院又は研究所等との協議による。

2 前項の規定は、外国の大学院、研究所等に留学する場合に準用するものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条 大学院の教育上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 前項及び第41条第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(課程の修了の要件)

第44条 医学専攻博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 看護学専攻博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 看護学専攻博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、13単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

4 光医工学共同専攻博士後期課程の修了は、当該課程に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

5 第43条により本学の大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、本学の大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の認定により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間及びその他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなし、前3項の在学期間に含めることができる。ただし、修士課程について本項を適用する場合、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位授与)

第45条 大学院の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を授与する。

2 この章に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

(連合大学院)

第45条の2 大阪大学大学院に設置される大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科博士課程の教育研究の実施について、本学は、大阪大学、金沢大学、千葉大学及び福井大学と連携協力するものとする。

第4章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第46条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学、再入学及び大学院医学系研究科医学専攻博士課程への入学の場合については、後学期の始めとすることがある。

(入学者の選考)

第47条 本学に入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

(入学志願手続)

第48条 入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付の上、願書、検定料払込証明書及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学手続及び入学許可)

第49条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、前項の適用については、入学料に係る入学手続を終えた者とみなす。

(休学)

第50条 病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て更に引き続き1年以内休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者は、学長はこれを休学させることができる。

4 休学期間は、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 連続して2年

(2) 医学科の学生は通算して4年

(3) 前号の規定にかかわらず、医学科第2年次編入学生にあつては通算して3年

(4) 看護学科の学生は通算して4年

(5) 前号の規定にかかわらず、看護学科第3年次編入学生にあつては通算して2年

(6) 大学院医学専攻博士課程の学生は通算して4年

(7) 大学院看護学専攻博士前期課程の学生は通算して2年

(8) 大学院看護学専攻博士後期課程の学生は通算して3年

(9) 大学院光医工学共同専攻博士後期課程の学生は通算して3年

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第51条 休学期間中にその理由がなくなったときは、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第52条 病気その他の理由により退学しようとする者は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会(大学院の学生にあつては大学院教授会(以下「教授会等」という。))に諮って、学長が退学させる。

(1) 学部の学生にあつては第16条、大学院の学生にあつては第35条の在学期間を超えた者

(2) 第50条第4項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(除籍)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会等に諮って、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であって、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第55条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第56条 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に入学する者であって、特別な事情によって入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 3 本学に入学する者であって、特別な事情によって、納付期限までに入学料の納付が困難な場合は、本人の申請により、入学料の徴収猶予を行うことがある。
- 4 前各項の規定による入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納期)

第57条 授業料は、前期及び後期の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を、次に掲げる納付期間内に納付しなければならない。

前期(4月から9月まで) 4月1日から 5月31日まで

後期(10月から3月まで) 10月1日から 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が申し出たときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の免除)

第58条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって、授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により各期ごとの授業料の全部若しくはその一部を免除することがある。

- 2 前項の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第59条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

- 2 前項の授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

第60条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合、又は授業料の徴収猶予を申請した者が休学を許可された場合は、月割計算により休学した月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当る場合は、その月)から復学した月の前月までの授業料の全額を免除する。

- 2 前期又は後期の中途において復学した者の授業料は、月割計算により、復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付しなければならない。

(退学又は除籍の場合における授業料)

第 61 条 退学又は除籍の場合は、当期分の授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 入学料又は授業料の未納を理由に除籍された場合

2 授業料の徴収猶予の許可を受けている者が、願い出により退学を許可された場合は、前項の規定にかかわらず、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第 62 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるものを返還する。

- (1) 第 47 条に規定する医学部の入学者選抜において、2 段階選抜による第 1 段階目の選抜で不合格となった者 当該検定料
- (2) 第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、9 月 30 日までに休学又は退学した場合 後期分授業料
- (3) 第 57 条第 3 項の規定により、入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合 当該授業料
- (4) その他学長が、特別な理由があると認めた場合 当該検定料、入学料及び授業料

(その他検定料、入学料及び授業料に関する事項)

第 62 条の 2 第 55 条から前条までに定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第 63 条 本学において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 64 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第 65 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第 66 条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学で授業科目を履修すること又は大学院の研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学との協議に基づき、選考の上、学長は、それぞれ特別聴講学生又は研究指導を受ける者を特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、それぞれ聴講生及び研究生の授業料の額と同額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料を徴収しないことができる。

- (1) 国立大学法人の設置する大学との協議により受け入れた学生
- (2) 大学間交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた外国人留学生
- (3) 大学間特別研究学生交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生

(4) 大学間相互単位互換協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生

(5) その他学長が特別に認めた者

(外国人留学生)

第 67 条 外国人で、本学に留学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語及び日本事情に関する授業科目を置く。

3 外国人留学生が、前項の規定に基づく日本語及び日本事情に関する授業科目を修得した場合は、別に定めるところにより、その単位を第 25 条に規定する単位に代えることができる。

(その他研究生等に関する規則)

第 68 条 第 63 条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 69 条 学生で、表彰に値する行為があったものは、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 70 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、教授会等に諮って学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第 8 章 公開講座

(公開講座)

第 71 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 3 月 31 日に旧浜松医科大学に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学等をする者が在学しなくなるまでの間、旧浜松医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧浜松医科大学の学則の定めるところによる。

附 則(平成 17 年 1 月 13 日規則第 42 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 9 日規則第 1 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 14 日規則第 12 号)

この学則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 4 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日規則第 16 号)

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 13 日規則第 2 号)

この学則は、平成20年3月13日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、第5条の2については、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第1号)

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
医学部 医学科	平成21年度～平成29年度 105人 (5)	580人 (25)	590人 (25)	600人 (25)	610人 (25)	620人 (25)	630人 (25)

()内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成22年1月25日規則第1号)

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
	平成22年度～平成29年度	平成30年度～平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学部 医学科	115人 (5)	110人 (5)	600人 (25)	620人 (25)	640人 (25)
収容定員					
平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
660人 (25)	680人 (25)	690人 (25)	685人 (25)	685人 (25)	665人 (25)
平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度		
650人 (25)	635人 (25)	620人 (25)	610人 (25)		

()内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成23年3月28日規則第1号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月27日規則第7号)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成23年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成24年5月28日規則第1号)

この学則は、平成24年5月28日から施行する。

附 則(平成24年7月23日規則第2号)

この学則は、この学則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第36条第2項の改正規定は、平成24年8月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月22日規則第10号)

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 26 日規則第 16 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に第 2 年次後期編入学した医学科の学生及び当該入学を志願した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	平成 22 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度～ 平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	115 人 (5)	110 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)
収容定員					
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
660 人 (25)	680 人 (25)	690 人 (25)	685 人 (25)	680 人 (25)	665 人 (25)
収容定員					
平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度		
650 人 (25)	635 人 (25)	620 人 (25)	610 人 (25)		

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 24 日規則第 20 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 26 日規則第 5 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した医学部の学生に対する規則第 50 条第 3 項及び第 4 項並びに第 53 条第 1 項第 2 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 25 日規則第 13 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 10 月 30 日規則第 14 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 3 項にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度の博士後期課程光医工学共同専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	専攻	収容定員

博士後期課程	光医工学共同専攻	平成 30 年度	平成 31 年度
		3 人	6 人

- 3 改正後の第 41 条、第 43 条及び第 44 条第 3 項ただし書にかかわらず、最初の修了生を出し、カリキュラムの検証を行うまでは適用しないこととする。

附 則(平成 29 年 12 月 25 日規則第 16 号)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員			
医学部 医学科	平成 22 年度～ 平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	115 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)	660 人 (25)
収容定員					
平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
680 人 (25)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)	645 人 (25)	630 人 (25)
収容定員					
平成 36 年度					
615 人 (25)					

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

- 3 平成 30 年度以前に入学した大学院の学生に対する第 50 条第 4 項第 6 号及び第 7 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 11 月 27 日規則第 7 号)

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年度以前に入学した医学部の学生に対する第 16 条の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 25 日規則第 1 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 6 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 1 月 28 日規則第 4 号)

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)
収容定員					
令和6年度	令和7年度	令和8年度			
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)			

()内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和2年6月23日規則第11号)
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月23日規則第12号)
この学則は、令和2年9月23日から施行する。

附 則(令和3年1月27日規則第2号)
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月22日規則第5号)
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月20日規則第14号)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員			
医学部 医学科	令和4年度	令和5年度～ 令和9年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収容定員	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)	645人 (25)
令和8年度	令和9年度					
630人 (25)	615人 (25)					

()内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和4年1月26日規則第1号)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第5条第3項にかかわらず、令和4年度及び令和5年度の看護学専攻博士後期課程の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻	課程	収容定員	
看護学専攻	博士後期課程	令和4年度	令和5年度
		3人	6人

附 則(令和4年3月23日規則第10号)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月25日規則第29号)

この学則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日規則第35号)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員			
	令和5年度	令和6年度～ 令和10年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)	645人 (25)
収容定員						
令和9年度	令和10年度					
630人 (25)	615人 (25)					

()内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和5年2月27日規則第4号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月24日規則第12号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月25日規則第17号)

この学則は、令和5年12月25日から施行する。

附 則(令和5年12月25日規則第18号)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員			
	令和6年度	令和7年度～ 令和11年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)	645人 (25)
収容定員						
令和10年度	令和11年度					
630人 (25)	615人 (25)					

()内は、第2年次編入学を外数で示す。

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第40条の規定に基づき、浜松医科大学の大学院の医学系研究科における授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等について定めるものとする。

(授業科目の種類及び単位数)

第2条 履修すべき授業科目の種類及び単位数については、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4による。

2 別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4について、教育上必要があると認めるときは、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は光医工学共同専攻協議会(以下「教授会」という。)に諮って、学長がこれを変更することがある。

(履修届)

第3条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による履修届を記入の上、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

(各授業科目の授業期間)

第4条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位とする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業方法等)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第6条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、教育要項において明示するものとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、15時間又は30時間で別表第5に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習については、30時間又は45時間で別表第5に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験及び実習を併用する場合については、別表第5に定める算式により算出した時間数が45時間である授業をもって1単位とする。

(試験)

第8条 試験は、定期試験又は随時試験とする。

2 定期試験は、その授業の終了する期末に、一定の期間を定めて行うものとし、又、随時試験はその授業科目の担当教員が必要と認めるときに適宜行うものとする。

3 定期試験又は随時試験を病気、災害その他特別の事情で受験できなかった者に対し、追試験を行うことがある。この場合にあつては、追試験を志願する者は、授業担当教員に願い出て受けなければならない。

4 定期試験、随時試験又は追試験に不合格となった者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、授業担当教員が特にその必要を認めた場合は、この限りでない。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験その他の方法により学修の成果を評価して行う。

2 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格として単位の修得を認め、不可を不合格とする。ただし、1年次から2年次、又は1年次から3年次にわたって開設される授業科目で、2、3年次に総合評価されるものについては、1、2年次の評価をする場合に限り、合格又は不合格の評語をもって行うものとする。

3 前項に規定する評語と、その達成状況及び評点の対応関係は、次の表のとおりとする。

評語	達成状況	評点 (100点満点)
秀	学修目標を十分達成したものと認められ、特に優秀な成績を示す	90点以上
優	学修目標を達成したものと認められ、優れた成績を示す	80点以上 90点未満
良	学修目標の根幹的な部分を達成したものと認められ、妥当な成績を示す	70点以上 80点未満
可	学修目標の最低限は達成したものと認められる成績を示す	60点以上 70点未満
不可	学修目標の最低限を達成したとは認められない成績を示す	60点未満

4 合格した授業科目の成績は、変更しないものとする。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、教授会に諮って学長が行う。

(不正行為)

第11条 第8条に定める試験において不正行為と認められる行為があったときは、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の授業科目及び履修方法等については、旧浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程の定めるところによる。

附 則(平成18年4月13日規程第25号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月15日規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月14日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月12日規程第29号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月13日規程第17号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月12日規程第18号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日規程第58号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月6日規程第24号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日規程第49号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月6日規程第23号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月17日規程第34号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月15日規程第36号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月8日規程第12号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年5月20日規程第46号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年1月20日規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規程第21号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年2月9日規程第8号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年9月21日規程第38号)

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年1月19日規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

[別紙参照]

別表第2(第2条関係)

[別紙参照]

別表第3(第2条関係)

[別紙参照]

別表第4(第2条関係)

[別紙参照]

別表第5(第7条関係)

[別紙参照]

別表第4（第2条関係）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		開設大学	摘 要	
			必修	選択			
専攻共通科目	光子・電子のナノサイエンスと応用	1前		2	静岡大学	履修方法 (1) 専攻共通科目から4単位以上、基礎科目から4単位、専門科目から必修科目である特別研究8単位及び特別演習2単位を含めた14単位以上を履修するものとする。 (2) 基礎科目は、医工学概論A、Bのうち、いずれか1科目を修得すること。	
	先端基礎医学特論	1前		2	浜松医科大学		
	科学技術英語コミュニケーションⅠ	1前		1	静岡大学		
	科学技術英語コミュニケーションⅡ	1後		1	静岡大学		
	生体構造・機能解析	1後		2	浜松医科大学		
	科学技術文書表現法	2前		1	静岡大学		
	研究インターンシップ	2前		2	静岡大・浜医大		
	医薬品・医療機器開発概論	2後		2	浜松医科大学		
	医療・生物統計学	2後		2	浜松医科大学		
	医工学知的財産・起業論	2後		2	静岡大学		
基礎科目	医工学概論A	1前		2	浜松医科大学	修了要件	
	医工学概論B	1前		2	静岡大学		
	医療研究概論	1前	2		浜松医科大学		
専門科目	光医用センシング・画像科学	ナノフォトニクス	1後		2	静岡大学	光医工学共同専攻に3年以上在学し、24単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
		ナノエレクトロニクス	1後		2	静岡大学	
		病態・疾病学	2前		2	浜松医科大学	
		メディカル生体情報処理学	2前		2	浜松医科大学	
	光医用デバイス・機器工学	イメージングデバイス	1後		2	静岡大学	
		生体計測・情報システム	1後		2	静岡大学	
		イメージングシステム	2前		2	静岡大学	
特別演習・特別研究	メディカルデバイスデザイン	2後		2	浜松医科大学		
	光医工学特別演習	1後	2		静岡大・浜医大		
	光医工学特別研究	2～3通年 ^{*1}	8		静岡大・浜医大		

*1 光医工学特別研究における配当年次について、優れた研究業績を上げ修了する場合は、この限りではない。

別表第5

(第7条(1)及び(2)関係)

1単位当たりの授業時間数	
講義	15時間
演習	30時間
実験・実習・実技	45時間

(第7条(3)関係)

【講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合】

$$ax + by + cz = 45\text{時間}$$

この場合の a、b、c、x、y 及び z は次のとおりとする。

- a: 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の45時間を第7条(1)に定める授業時間数で除して得た数値
- b: 同じく45時間を同上(1)に定める授業時間数で除して得た数値
- c: 同じく45時間を同上(2)に定める授業時間数で除して得た数値
- x: 実際に行う講義の授業時間数
- y: 実際に行う演習の授業時間数
- z: 実際に行う実験、実習または実技の授業時間数

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第33条及び第45条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

- 2 学士の学位には、医学科にあつては医学、看護学科にあつては看護学の名称をそれぞれ付記する。
- 3 修士の学位には、看護学専攻博士前期課程にあつては看護学の名称を付記する。
- 4 博士の学位には、次の各号に掲げる課程にあつては当該各号に定める名称をそれぞれ付記する。

- (1) 医学専攻博士課程 医学
- (2) 看護学専攻博士後期課程 看護学
- (3) 光医工学共同専攻博士後期課程 光医工学

(学士の学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学の医学部を卒業した者に対し授与する。

(修士の学位の授与要件)

第4条 修士の学位は、本学の大学院の看護学専攻博士前期課程を修了した者に対し授与する。

(博士の学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、本学の大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し授与する。

- 2 前項に定めるもののほか博士課程については、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し博士の学位を授与することがある。

(学位論文の中間審査の願出)

第6条 看護学専攻博士後期課程により中間審査を願ひ出る者は、所定の中間審査申請書に研究計画書及び必要に応じ参考資料を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

- 2 中間審査に係る審査手数料は、徴取しない。

(中間審査の付託)

第7条 学長は、看護学専攻博士後期課程からの中間審査申請書等を受理した場合は、大学院医学系研究科看護学専攻教授会(以下「大学院看護学専攻教授会」という。)に審査を付託する。

(中間審査委員会)

第8条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された申請書ごとに看護学専攻博士後期課程を担当する教授又は准教授3人以上で構成する看護学専攻博士中間審査委員会を設け審査を行う。ただし、中間審査委員会は、研究指導資格を有する教授を2人以上含むものとする。

- 2 前項にかかわらず、大学院看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

(中間審査の実施、結果報告等)

第9条 中間審査は、研究計画発表会により行う。

- 2 中間審査委員会は、発表された研究計画について「中間審査結果の要旨」に研究実施の可否に関する意見を添えて大学院看護学専攻教授会に文書で報告する。

3 大学院看護学専攻教授会は、中間審査委員会の報告に基づき、研究実施の可否を決議する。

(学位論文の審査の願出)

第10条 博士前期課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文内容要旨を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 博士課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に論文目録、学位論文、論文内容要旨及び履歴書を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

3 博士後期課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容要旨及び論文目録を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

4 第5条第2項の規定により学位授与を申請する者は、所定の学位申請書に論文目録、学位論文、論文内容要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査手数料を添えて、学長あてに提出するものとする。

(学位論文)

第11条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等の資料を提出させることがある。

(学位論文、学位論文審査手数料等の返付)

第12条 受理した学位論文、学位論文審査手数料等は、返還しない。

(学位に係る審査の付託)

第13条 学長は、看護学専攻博士前期課程又は同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院看護学専攻教授会に審査を付託する。

2 学長は、医学専攻博士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院医学系研究科医学専攻教授会(以下「大学院医学専攻教授会」という。)に審査を付託する。

3 学長は、光医工学共同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合には、光医工学共同専攻協議会(以下「協議会」という。)に審査を付託する。

(審査委員会)

第14条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、看護学専攻博士前期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士前期課程担当の教員からなる看護学専攻修士審査委員会を設け、看護学専攻博士後期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士後期課程の研究指導担当の教員からなる看護学専攻博士審査委員会を設け、それぞれに審査を行う。ただし、看護学専攻博士審査委員会は、研究指導資格を有する教授を2人以上含むものとする。

2 大学院医学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の医学専攻博士課程担当の教員3人からなる医学専攻博士審査委員会を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち2人以上は、大学院医学専攻教授会構成員とする。

3 協議会は、審査を付託された学位論文につき、本学大学院医学系研究科光医工学共同専攻及び静岡大学光医工学研究科光医工学共同専攻の教員(教授及び准教授)4人からなる学位審査委員会(以下「光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会」という。)を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち3人以上は、教授とする。

4 大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会が必要と認めた場合は、本学大学院の他の課程、他の大学院又は研究所等の教員等を該当する審査委員会の委員とすることができる。

5 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験を行う。

6 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験及び学力の確認を行う。

(論文審査、試験及び学力の確認)

第 15 条 学位論文の審査は、査読、調査、発表、検討会等により行うものとする。

2 試験及び学力の確認は、学位論文の審査終了後に行うものとする。

3 学位論文の審査の結果、不合格と判定した場合は、試験及び学力の確認を行わないものとする。

4 試験は、学位論文の関連分野について行うものとする。

5 看護学専攻博士審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験又は筆記試験によって行うものとする。

6 医学専攻博士審査委員会の実施する学力の確認は、2 外国語、専攻学術全般及び学位論文の関連分野について、口頭試問及び筆答試問により行うものとする。ただし、大学院医学専攻教授会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

7 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野については口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

8 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する学力の確認については、学位論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

(審査期間)

第 16 条 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、博士の学位論文等を受理した日から 1 年以内に学位論文の審査、試験又は学力の確認を行うものとする。ただし、特別の事情が生じ、看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士課程教授会又は協議会が了承した場合は、その期間をさらに 1 年以内に限り延長することができる。

(審査及び試験等の報告)

第 17 条 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について、大学院看護学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。

2 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。

3 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、協議会に報告するものとする。

(学位授与の審査)

第 18 条 大学院看護学専攻教授会は、前条第 1 項の報告に基づき、修士の学位を、又は前条第 2 項の報告に基づき博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

2 大学院医学専攻教授会は、前条第 2 項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

3 協議会は、前条第 3 項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

4 前 3 項の審査において学位を授与すべきとする場合は、当該教授会又は協議会において、委任状を除く出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学位授与)

第 19 条 学長は、前条の審査を参酌して、修士又は博士の学位を授与する。

2 修士又は博士の学位を授与しないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文内容要旨等の公表)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、看護学専攻博士後期課程においては、1 年以内に公表するものとする。

(博士論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第22条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、浜松医科大学の名称を付記するものとする。ただし、光医工学共同専攻に係る学位については、当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第23条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第24条 学長は、修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、当該教授会又は協議会に諮って、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 当該教授会又は協議会において、前項の議決をする場合は、第14条第4項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第25条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会(以下「教授会」という。)に諮って学長が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年11月11日規程第127号)

この規程は、平成16年11月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月9日規程第2号)

この規程は、平成18年2月9日から施行する。

附 則(平成18年4月13日規程第23号)

この規程は、平成18年4月13日から施行する。

附 則(平成25年6月13日規程第4号)

この規程は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月12日規程第16号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月7日規程第18号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月15日規程第35号)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規程第22号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学位審査については、看護学専攻博士前期課程の手順に準ずる。

別記様式(第25条関係)

学位記

[別紙参照]

○浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程学位論文審査実施要項

制 定 平成30年3月16日要項第12号

この要項は、浜松医科大学学位規程（平成16年規程第75号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、博士後期課程の博士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文審査の実施について必要な事項を定める。

第1 課程修了による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第5条第1項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者又は3月31日までに期間・単位ともに満たす予定の者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2 申請時に求める研究業績

審査申請時に求める研究業績は、次のとおりとする。

- (1) 審査申請時まで、学位に関連する学術雑誌（英文誌でレフリー付きのものに限る。）に掲載された原著論文を1本以上有すること。（掲載可とされた論文を含む。）
- (2) 前項の著作物が共著である場合は、原則としてファーストオーサーであること。

3 申請の時期

- (1) 学位論文審査の申請締切時期は、原則として11月30日までとし、当該日が休業日に当たるときは、直後の平日とする。ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。
- (2) 前項において規定する申請の時期までに学位申請できずに単位修得する場合は、研究生規程（平成16年規程第81号）第22条に規定する大学院継続研究生として入学のうえ学位申請を行うことができる。
- (3) 大学院継続研究生における学位授与の日については、協議会において学位授与が可とされたときは、その翌日をもって学位記授与の日付とする。

4 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者（以下「論文申請者」という。）は、次に掲げる書類を主指導教員等の承認を得て、学務課に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査申請書（別記様式第1） 1部
- (2) 学位論文 5部
- (3) 学位論文要旨（別記様式第2） 1部
- (4) 既発表の論文目録（別記様式第3） 1部

第2 学位論文

- 1 学位論文は、和文又は英文の論文とする。
- 2 学位論文に関し必要な事項は別に定める。

第3 審査

1 学位論文の受理

学長は、学位論文を受理したときには、光医工学共同専攻協議会（以下「協議会」という。）に審査を付託する。

2 審査委員の選出

- (1) 協議会は、学長から学位論文の審査を付託された場合は、論文申請者ごとに博士後期課程審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (2) 審査委員会は、研究指導資格を持つ教授3人以上を含む教授または准教授4人以上で構成する。ただし、主指導教員は委員になることができない。
 - (3) 審査委員会に委員長を置き、委員長及び委員は協議会で決定する。
 - (4) 審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。
- 3 学位論文審査及び専攻分野の試問
- (1) 審査委員会は、学位審査にあたり、公開の論文発表会を行うものとする。
 - (2) 学位論文審査における審査基準は次のとおりとする。
 - ア 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
 - イ 研究方法が目的の達成にとって適切であること。
 - ウ 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的又は社会的位置付けが明示されていること。
 - エ 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
 - オ 論文の内容に新規性、独創性若しくは有用性を含み、学術的意義、社会的意義又は実践的・社会的意義が見出だせること。
 - カ 研究内容の全て又は一部が学術雑誌に掲載される等、客観的に高い評価を受けていること。
 - (3) 試験は、学位論文を中心として、関連分野についての口頭試問または筆記試問によって行う。
 - (4) 審査委員会は、学位論文の審査及び試験終了後、「学位論文内容の要旨」並びに「審査結果の要旨及び試験結果の要旨」に学位授与の可否に関する意見を添えて、協議会に所定の様式により報告するものとする。
 - (5) 審査期間中の学位論文は、学務課において閲覧に供するものとする。
- 4 学位授与の可否の議決
- (1) 協議会は、審査委員会からの報告に基づき、学位授与の可否を決議する。
 - (2) 協議会の議長は、学位授与に関する議決結果を、静岡大学及び本学の学長に報告する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

○浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程長期履修学生規程

制 定 平成 30 年 2 月 7 日規程第 21 号
最終改正 令和 5 年 2 月 14 日規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下、「学則」という。)第 34 条第 3 項の規定に基づき、大学院医学系研究科博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)において長期にわたって計画的に教育課程を履修する学生(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定める。

(対象学生)

第 2 条 長期履修を希望することのできる者は、職業を有している等の理由により学則第 34 条第 1 項で定める修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを希望する者とする。

(長期履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は、標準修業年限を含めて 4 年、5 年又は 6 年とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、入学年度の 4 月 15 日までに別記様式第 1 号の長期履修申請書により学長に申請しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第 5 条 長期履修学生が、許可された履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了年度の前年度の末日までに別記様式第 2 号の長期履修期間短縮申請書により学長に申請しなければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中 1 回限りとする。

(許可)

第 6 条 第 4 条の許可は、学長が行い、大学院看護学専攻教授会又は光医工学共同専攻協議会(以下「教授会」という。)に報告する。

2 前条の許可は、教授会に諮って、学長が行う。

(特例による課程修了)

第 7 条 長期履修学生については、学則第 44 条第 3 項及び第 4 項ただし書きの規定は適用しない。

(授業料の額)

第 8 条 長期履修学生の授業料の年額は、浜松医科大学諸料金規程(平成 16 年規程第 52 号)に定める授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して算出した額とする。また、10 円未満の端数がある場合はこれを切り上げる。

2 第 5 条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引いた額を徴収するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 14 日規程第 5 号)

この規程は、令和 5 年 2 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

長期履修申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

長期履修期間変更申請書

[別紙参照]

別記様式1

浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程長期履修申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申請者
専攻
学籍番号
氏名

下記により、長期履修を許可くださるようお願いいたします。

1. 長期履修を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 長期履修の期間

年 月 日 ～ 年 月 日
(標準修業年限を含めて4年、5年又は6年とする。)

別記様式2

浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程長期履修期間変更申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申請者
専攻
学籍番号
氏名

下記により、長期履修期間の変更を許可くださるようお願いいたします。

1. 長期履修期間の変更を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 当初許可された長期履修期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 変更後の長期履修期間

年 月 日 ~ 年 月 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 70 条第 1 項の規定に基づき、大学院学生(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生を含む。以下「学生」という。)の懲戒処分に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第 2 条 学生の懲戒は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 11 条及び同法施行規則(昭和 22 年省令第 11 号)第 26 条第 2 項に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)の学長が、教育上の権限により一定の事由の発生を要件として、学生に対して一定の不利益を与える処分であり、懲戒に関する法理に従うとともに、教育的配慮に基づいて行うものでなければならない。

2 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

3 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。事前に学生に通知するとともに、原則として口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。

(懲戒の種類と定義)

第 3 条 懲戒は、学則第 70 条第 2 項の規定に基づく訓告、停学及び退学とし、当該用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 訓告 学生の行為について戒め諭すことをいう。

(2) 停学 一定期間登校を禁止することをいう。

(3) 退学 学生の身分を剥奪することをいう。

(訓告)

第 4 条 訓告は、学長が本学の教育的意思表示を文書をもって被処分者に与えることである。

(停学)

第 5 条 停学は、無期停学又は有期停学とし、この間の登校は認めない。

2 無期停学の期間は、6 か月以上、有期停学の期間は、6 か月未満とする。

3 停学の期間が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

4 無期停学は、6 か月を経過した後でなければ、解除することができない。

(退学)

第 6 条 退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行い、再入学は認めない。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(自宅謹慎)

第 7 条 学長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に自宅謹慎を命じることができる。この場合において、自宅謹慎の期間は、2 か月を超えないものとする。

2 自宅謹慎期間中は、登校を停止し、サークル活動等への参加、図書館等の大学施設の利用も停止するものとする。

3 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒手続)

第8条 部会長(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学専攻部会長を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程にあつては、大学院博士前期課程部会長を、大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程にあつては、大学院博士後期課程(看護学専攻)部会長を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻運営委員会委員長をいう。以下同じ。)が懲戒対象行為の報告を受けたときは、速やかに事実確認を行い、事実認定及び懲戒処分の内容若しくは自宅謹慎の必要性について、部会(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学専攻部会を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程にあつては、大学院博士前期課程部会を、大学院医学系研究科看護学専攻後期課程にあつては、大学院博士後期課程(看護学専攻)部会を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻運営委員会をいう。以下同じ。)に諮って、速やかに学長に届け出るものとする。

2 懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、部会の責任において行うものとする。ただし、定期試験等における不正行為については、授業担当教員等の届出に基づき、当該学生及び当該教員等同席の上で事実調査を行うものとする。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は、部会長からの届出事項を教授会(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学系研究科医学専攻教授会を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程及び同専攻博士後期課程にあつては、大学院医学系研究科看護学専攻教授会を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻協議会をいう。以下同じ。)に諮って、懲戒処分を決定する。ただし、処分の決定に際し、社会奉仕活動等の実施を付加することができるものとする。

(懲戒処分の通知及び発効日)

第10条 懲戒処分の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

2 懲戒処分の発効日は、本人に対して懲戒処分の通知を行った日とする。

(告示)

第11条 懲戒処分を行った場合は、学内に告示する。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第12条 学長は、懲戒の原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

2 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示することができる。

(不服申立)

第13条 被処分者は、懲戒処分の内容に不服があるときは、その理由を付して学長に対して不服申立を行うことができる。

2 前項の不服申立は、懲戒処分の通知後、速やかに行うものとする。

3 学長は、前項の不服申立があったときは、学長が指名する者をもって構成する審査委員会を速やかに設置するものとする。

(懲戒処分の解除)

第14条 部会長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び研究意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、部会に諮って、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

2 学長は、処分解除の申請を受けたときは、教授会に諮って、無期停学の解除を決定する。

3 無期停学の解除の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

(懲戒処分と自主休学又は自主退学)

第15条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主休学又は自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

第2章 懲戒行為と懲戒

(定期試験等における不正行為)

第16条 定期試験等における身代わり受験等の悪質な行為に対する懲戒処分は、退学とする。

2 定期試験等におけるカンニング等の不正行為に対する懲戒処分は、停学とする。

3 定期試験等において、監督者の注意又は指示に従わない行為に対する懲戒処分は、訓告とする。

4 前3項の懲戒処分を受けた被処分者は、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

(研究活動における不正行為)

第17条 国立大学法人浜松医科大学研究公正規程(平成26年規程第21号)第2条に規定する研究活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(交通事件に関する行為)

第18条 飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反(刑法(明治40年法律第45号)第208条の2(危険運転致死傷)に規定する進行を制御することが困難な高速度)等悪質な運転により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた人身事故に対する懲戒処分は、退学とする。

2 悪質なひき逃げ等に対する懲戒処分は、退学とする。

3 その他の交通事件(構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(薬物犯罪に関する行為)

第19条 薬物犯罪(大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

(ストーカー犯罪に関する行為)

第20条 悪質なストーカー犯罪(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下この条において「法」という。))第2条に規定するつきまとい等の行為)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

2 その他のストーカー犯罪(法第3条に規定するつきまとい等をして不安を覚えさせるなどの行為)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(わいせつ行為)

第21条 わいせつ行為(痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮(隠し撮り等))に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(ハラスメント行為)

第22条 セクシュアル・ハラスメント又はその他のハラスメントに対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(情報機器等の不正使用行為)

第23条 コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

2 その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害等)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(個人情報等の守秘義務違反行為)

第24条 学生が研究活動・教育実習等において知り得た患者等の個人情報等の守秘義務違反行為（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報の不正取得、漏えい、目的外利用等の行為）に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

（学内での非違行為）

第25条 本学の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産）を喪失させる行為（知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏えいする行為等）に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

2 本学の教育、研究、診療又は管理運営を著しく妨げる暴力行為に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

3 本学が管理する建物等への不正侵入又は不正使用若しくは占拠に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

4 本学が管理する建物等への破壊、汚損、不法改築等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

5 本学関係者に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

（その他の刑事事件に関する行為）

第26条 第18条から第25条に規定する行為以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）に対する懲戒処分は、退学とする。

2 その他の刑事事件（傷害、窃盗等）に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

（懲戒対象行為以外の学生としてあるまじき行為）

第27条 部会長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

第3章 雑則

（規程の改廃）

第28条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

（雑則）

第29条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月7日規程第20号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月26日規程第14号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○浜松医科大学大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ

制 定 平成 26 年 12 月 11 日申合せ第 2 号

大学院生における成績評価に関する質問・申立て等について、次のとおり定める。

- 1 大学院生は、成績評価に関する質問がある場合、授業毎に「成績評価に関する質問書」（別紙様式 1）を作成し、成績公表から学務課が指定する日までに、学務課大学院係窓口で書面で提出する。
- 2 学務課大学院係は、「成績評価に関する質問書」を部会長へ速やかに送付する。
- 3 部会長は、大学院生から提出された質問内容を検討し、授業担当教員に照会する。
- 4 授業担当教員は、照会された日から原則 1 週間以内に成績評価の理由・根拠を部会長に文書により回答する。
- 5 部会長は、その回答を大学院生に通知する。
- 6 大学院生は、回答された評価理由に納得できない場合、「成績評価に関する申立て書」（別紙様式 2）に納得できない理由・根拠を記入して速やかに学務課大学院係窓口で書面で提出する。
- 7 学務課大学院係は、「成績評価に関する申立て書」を部会長へ速やかに送付する。
- 8 部会長は、「成績評価に関する申立て書」が提出された場合、申立て内容の正当性の有無を確認のうえ、大学院生及び授業担当教員と個別に必要な対応を講じる。この内容について、部会及び教授会に報告をする。
- 9 この申合せに基づき、成績の訂正の必要が生じた場合は、部会、教授会の議を経て学長が承認するものとする。
- 10 授業担当教員は、大学院生からの成績評価に関する質問等に対応できるよう、答案用紙及び大学院生から提出されたレポート、出席状況、実習における口頭試問の結果等、成績評価にあたって使用したすべての資料を単位認定後 1 年間、保管しておくものとする。

附 則

この申合せは、平成 26 年 12 月 11 日から施行する。

別紙様式 1(第 1 項関係)

大学院生における成績評価に関する質問書

別紙様式 2(第 6 項関係)

大学院生における成績評価に関する申立て書

大学院生における成績評価に関する質問書

受 付 日

学籍番号		氏 名	印
------	--	-----	---

下記について、質問いたします。

記

授業科目名			
担当教員名		通知された成績評価	
質問事項（詳細に記入する）：			
回答（成績評価の理由・根拠）：			
		年 月 日	担当教員： 印

静岡大学が開講する授業科目の履修に関する疑問又は成績評価にかかる疑義に対する
教務上の対応手順

1. 履修に関し、疑問がある場合は、大学院博士課程係に問い合わせること。
2. 成績評価にかかる疑義があるときは、授業担当教員に申し出ること。教員の説明で解決が得られなかった場合は、大学院博士課程係に申し出ること。
なお、必要に応じて、共同専攻運営委員会は次のとおり対応する。
 - 1) 成績の公開後、成績評価に疑問を感じて担当教員に理由を質問したが納得できなかった学生、あるいは担当教員に理由を聞けなかった学生から問い合わせがあった場合は、「大学院授業科目の成績評価に関する質問書」（別紙様式1）により受け付ける。
 - 2) 質問の受付は、次学期の履修登録期間終了日まで（3年生後学期（後期）は、2月末日まで）とし、大学院博士課程係で受け付ける。
 - 3) 運営委員会委員長は、学生から提出された質問内容を検討する。
 - (a) 教務事務的に対応できる疑義については、訂正のうえ学生に通知する。
 - (b) 疑義内容が教務事務的に対応できない場合には、係から担当教員に照会する。
当該教員は、照会日から2週間以内に成績評価の理由・根拠を文書により回答する。係は、その回答を学生に通知する。
 - 4) 回答された評価理由に納得できない旨申し出があった場合は、「成績評価に関する申立書」（別紙様式2）に納得できない理由・根拠を記入して提出するよう指示する。
 - 5) 「成績評価に関する申立書」が提出された場合は、運営委員会で対応する。
 - 6) 運営委員会は、申し立て内容の正当性の有無を確認のうえで、学生及び担当教員と個別に面談をして、必要な対応を講じる。
その対応結果については、共同専攻協議会へ報告する。

大学院授業科目の成績評価に関する質問書

受付日	
-----	--

学籍番号 (学籍を置く大学)	()	氏名	印
-------------------	-----	----	---

下記について、質問いたします。

記

授業科目名			
担当教員名		通知された成績評価	
質問事項 (詳細に記入する):			
回答:			
年	月	日	担当教員: 印

大学院授業科目の成績評価に関する申し立て書

年 月 日

光医工学研究科長 殿

学籍番号 (学籍を置く大学)	()	氏 名	印
-------------------	-----	-----	---

年 月 日付で回答された成績評価の理由について、下記のとおり疑義がありますので申し立てます。

記

授業科目名			
担当教員名		通知された成績評価	
疑義の内容 (詳細に記入する) :			